

小田原市監査委員公表第 4 号

令和 7 年 5 月 2 8 日付け小田原市監査委員公表第 2 号により公表した監査結果に対して市長等が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和 7 年 1 0 月 1 4 日

小田原市監査委員 近 藤 正 道

小田原市監査委員 山 崎 佐 俊

小田原市監査委員 神 戸 秀 典

番号	指摘等の内容	措置状況
1	本市地域センター（①川東タウンセンターマロニエ、②城北タウンセンターいずみ、③橘タウンセンターこゆるぎ）の管理運営業務委託（契約金額① 63,185,390 円、② 33,339,000 円、③ 29,951,697 円）については、地域コミュニティ推進の場として適切な対応ができること、災害時の対応施設と位置付けられているため本市機構について十分な理解と連携ができていること等が要求されることから、契約の相手方の受託実績等を理由に、小田原市契約規則第 23 条第 2 項第 1 号に基づく単独見積りにより、随意契約を締結している。 しかしながら、仕様書において、川東タウンセンターマロニエについては地域コミュニティの推進に関する記述	当該業務に係る仕様書の見直しや、契約の執行方法について検討を進めることとし、小田原市契約規則の規定に基づき、適正な契約事務を遂行していく。

番号	指摘等の内容	措置状況
	が、橘タウンセンターこゆるぎについては地域コミュニティの推進及び災害時対応に関する記述が見当たらない。 また、他の災害時対応施設や市民活動等に寄与する施設で、公募型の指定管理者制度を導入していることから、前述の理由により単独見積りによる随意契約をすることは適切でないと思われる。 契約の方法は一般競争入札が原則であり、公正で、機会均等の理念に適合し、かつ経済性を確保し得るという観点により、執行すべきである。随意契約は限られた場合に認められる方法であるため、随意契約によることが適切であるかの検討が必要である。 また、各地域センターの管理運営業務委託のほか、川東タウンセンターマロニエ施設設備総合維持管理業務委託（契約金額34,100,000円）については、それぞれ、管理運営等に係る個々の業務を一括して委託しているが、これは、平成15年の地方自治法改正により創設された指定管理者制度の趣旨に鑑みれば原則として適当でないとの見解もあるため、見直す必要があると考える。 （地域政策課）	
2	委託契約において、市は、個人情報の保護に関する法律及び小田原市個人	個人情報取扱事務委託要領を基に、受注者と改めて協議を実施し、令和5

番号	指摘等の内容	措置状況
	情報取扱事務委託要領に従い、個人情報保護のために約定すべきことを契約書に明記するとともに、市から受託者に個人情報を引き渡す場合等は、受託者に対し、個人情報の管理体制を明らかにさせなければならない。 しかしながら、小田原市庁舎警備保安業務委託において、契約書に明記すべき個人情報の保護に関する規定が複数不足しており、個人情報管理体制の届出も受けていなかった。 市税等納付促進センター運營業務委託においては個人の権利利益の保護等に係る規定が、漏水修繕等待機業務委託においては受託者に引き渡す個人情報に係る文書又はデータの名称が、それぞれ契約書に明記されておらず、下水道管路包括的維持管理業務委託においては、個人情報の保護に関する規定がなかった。 また、おだわら市民交流センターの管理運営に関する基本協定においては、指定管理者が個人情報の取扱いを第三者に委託する場合、市の書面による許諾が必要であると定めているが、市は指定管理者へ許諾願の提出を求めておらず、許諾を行っていなかった。 個人情報を取り扱う業務を委託又は再委託する場合は、個人情報の適正な	年４月以降の基準により、個人情報を適切に取り扱うよう指示した。 個人情報管理体制等届出書を提出するよう依頼した。（資産経営課） 令和７年７月に受託者と調整し、規定を追加することに合意を得た。 並行して市内部の各課と調整・確認を進め、同年８月に契約書に規定を追加し、発注者・受注者の双方で押印した。（市税総務課） 令和７年度事業分の当該業務において、指定管理者から許諾願が提出され、それを受け許諾書を交付した。（地域政策課） 令和７年度に締結した漏水修繕等待機業務における契約について、受託者に引き渡す個人情報に係る事項を定めた覚書を令和７年７月30日付けで締結した。翌年度以降の契約書には、当該事項を明記することとする。 下水道管路包括的維持管理業務委託契約は契約期間中のため、本契約における個人情報の保護に関する規定を定めた覚書を令和７年７月31日付けで締結した。次期以降の契約書には、当該事項を明記することとする。（経営総

番号	指摘等の内容	措置状況
	取扱いを確保するための措置を講ずる必要がある。（資産経営課、市税総務課、地域政策課、経営総務課）	務課）
3	公共施設包括管理業務委託契約（令和6年度分契約金額631,434,195円）において、受託者が委託業務の一部を第三者に委託する場合、書面により市の承諾を得ることとしているが、市は、これを口頭により行っていた。 再委託については、必要な書類を提出させ、支障がないことを確認した上で、書面により承諾しなければならない。（資産経営課）	令和6年度再委託先一覧表を収受し、書面による承諾を行った。
4	民間保育所等副食費高騰対策事業費補助金については、小田原市子ども若者部保育課所管に係る補助金交付要綱において、交付申請書及び実績報告書の提出期限が定められている。 しかしながら、令和6年度第1期分（5,483,500円）について、期限を過ぎて提出された交付申請書により審査を行い、交付を決定していた。また、実績報告書の提出を受けておらず、小田原市補助金の交付等に関する規則第14条に規定する補助金の額を確定する事務を行っていなかった。 市は、交付申請書を期限までに提出させるとともに、実績報告書により補助金の額を確定しなければならない。	民間保育所等副食費高騰対策事業費補助金の執行については、補助金額や交付時期に意識が向かい、補助金要綱に沿った事務処理を適切に行っていなかった。 今後は、補助金要綱に沿った事務を行っていることを、担当職員1名だけでなく、複数の目で確認できる体制を執るとともに、課内での状況共有をしっかりと行うよう徹底する。

番号	指摘等の内容	措置状況
	(保育課)	
5	今回、備品登録から一定の年数が経過したもの及び登録から年数が浅く持ち運びが容易なものについて重点的に監査したところ、備品台帳に登録があるものの、当該備品の実在を確認できない事例が多くあった（総務課 1 件、資産経営課 95 件、地域政策課 3 件、産業政策課 2 件、商業振興課 1 件）。 また、廃棄又は譲渡をしたにもかかわらず、その情報を台帳に登録していない事例も見受けられた（資産経営課 3 件、地域政策課 26 件、戸籍住民課 1 件、子育て政策課 8 件、保育課 16 件、産業政策課 6 件、商業振興課 3 件、農政課 1 件、選挙管理委員会事務局 1 件）。 備品台帳の記録が実態と一致していないことは、備品が適正に管理されず、横領等を引き起こす一因ともなり得るため、異動情報は遅滞なく記録する必要がある。（総務課、資産経営課、地域政策課、戸籍住民課、子育て政策課、保育課、産業政策課、商業振興課、選挙管理委員会事務局） ※廃棄又は譲渡をしたにもかかわらずその情報を台帳に登録していない事例のうち、農政課の 1 件については、	資産経営課に備品台帳からの削除手続を依頼した。（総務課） 備品台帳に登録があるものの、当該備品の実在を確認できなかった 95 件のうち、3 件は所在が判明し、備品台帳の記録と一致させた。 その他所在が判明していない備品について、令和 7 年 9 月中に保有状況を照会し、実態を確認する。 廃棄をしたにもかかわらず、その情報を台帳に登録していなかった 3 件については、台帳から削除した。（資産経営課） 資産経営課へ備品異動申請を行い、適正な状態に登録処理を行った。（地域政策課、戸籍住民課） 今回の指摘を受け、改めて備品台帳の登録情報の確認を行い、実態に合わせて所管換・廃棄・修正処理を行った。 今後も異動が生じた際には、その都度、異動情報を記録するよう、職員に再度周知・徹底を図った。（子育て政策課） 今回、実在が確認できなかった備品

番号	指摘等の内容	措置状況
	監査の実施時点で適正であったことが判明した。	は、古くなって機能が低下したため、使用をやめて廃棄処分としたものである。その際、備品台帳の更新を怠ったものであるため、備品台帳に正確に記載し、記録を残した。（保育課） 備品登録・異動事務マニュアルを課員全員で確認した。 備品台帳に登録があるものの、当該備品の実在が確認できないものについては、備品台帳から削除した。 廃棄したにもかかわらず、その情報を備品台帳に記録していないものについては、備品台帳から削除した。 今後、備品の異動や廃棄があった際には、遅滞なく対応するよう課員全員で共有した。（産業政策課） 実在しない備品として回答した1件については、令和7年4月15日に備品の所在を確認した。 また、破損・故障により廃棄済みであったが備品台帳の更新を行っていなかった3件の備品については、備品の返納手続を実施した。 今後は、備品の異動に係る事案が発生した際、速やかに運用に基づいた手続を実施する。（商業振興課）

番号	指摘等の内容	措置状況
		指摘後速やかに備品台帳の更新を行った。（選挙管理委員会事務局）
6	水道料金等徴収業務委託（令和6年度分契約金額168,270,300円）については、令和4年3月31日に契約を締結しているが、令和6年4月改正前の地方公営企業法施行令において徴収に関する事務を委託したときに行うこととされていた告示をしていなかった。 徴収事務の委託に係る告示は、市（管理者）に代わって私人が徴収することを納入義務者に示すものであり、確実に行わなければならない。（給排水業務課）	令和7年4月24日付け小田原市上下水道告示第4号において、令和4年10月1日からの水道利用加入金及び手数料等の徴収事務の委託について告示した。
7	消耗品の購入（①297,000円、②280,940円）について、同日に同じ組み合わせの業者による見積り合わせを行い、同一業者に発注していた。 分割発注が疑われる事案であり、小田原市契約規則の規定に基づき適正に執行する必要がある。（資産経営課）	令和7年7月に単価契約の入札を実施し、購入業者を選定した。
8	グリストラップ等汚泥等処分業務委託（契約金額2,493,333円）について、小田原市契約規則第29条第3号の規定に基づき契約保証金の納付を免除するに当たり、契約者と異なる事業者の実績を根拠資料として添付し、決裁していた。 本規定は、契約者が過去5年間に国、	本来あるべき根拠資料を収受し、追認という形で別途決裁した。

番号	指摘等の内容	措置状況
	小田原市又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、その契約を誠実に履行したものについて、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき、例外的に契約保証金の納付を免除できるとしているものであり、契約実績が要件を満たすものであることを間違いなく確認しなければならない。（資産経営課）	
9	令和2年4月1日に契約した小田原市庁舎等熱源改修業務委託（令和6年度分契約金額18,334,000円）において、受託者から提出させることとしている施工計画書、工事完成通知書等の書類が所在不明となっていた。 契約に定める提出書類は、業務の履行確認等に必要なものであり、確実に收受し、適切に保管しなければならない。（資産経営課）	保管資料の中になかったため、対象書類を再度提出するよう依頼した。また、一連の書類の保管場所を改めて整理した。
10	水道メーター取替業務委託契約（単価契約）において、受託者が業務従事者届を提出することを定めているが、提出されていなかった。 市は、他の業務委託契約で提出されたものと同一内容のため、提出を求めなかったとのことであるが、契約に定めているものは提出を受ける必要がある。（経営総務課）	受託者に、水道メーター取替業務委託契約（単価契約）に係る業務従事者届の提出を求め、受理した。 今後は、契約書において提出するよう定めている様式については、確実に提出されるように求めることとする。

番号	指摘等の内容	措置状況
11	城址公園周辺街路灯改良工事請負契約（契約金額11,298,100円）において、前払金は、受注者から請求を受けた日から14日以内に支払わなければならないと定めている。 しかしながら、市は、請求日から41日後に前払金（4,519,240円）を支払っていた。 支払事務は遅滞なく適正に行う必要がある。（小田原城総合管理事務所）	再発防止のため、次の措置を講じた。 出納室から戻った支払関係書類は、支払担当者が財務会計システムの「伝票検索」で支出状況を確認すること。 受注者からの前払金請求とその支払状況について、工事担当者も支払担当者と情報共有し、遅滞がないようダブルチェックをすること。 支払進捗状況表を作成し、事務処理の進捗を明確にすること。
12	普通財産の減額貸付については、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条第1項においてその要件が定められ、市有財産の無償貸付及び減額貸付に関する取扱いについて（平成16年小田原市通達第6号）においてその基準が定められているが、市は、土地の貸付をするに当たり、減額貸付の根拠等を決裁に記載していなかった。 土地貸付料の減額に当たっては、その根拠を明確にしておく必要がある。（資産経営課）	契約更新となる令和7年4月1日付け契約に係る決裁において、減額貸付の根拠等を記載した。
13	調定は、原則として収入し得る権利の発生した日に行うものであり、土地売払収入については契約日に調定することが適当であるが、市は、市有地売払代金（3件 9,500,350円）について、契約日と異なる日付で調定していた。	市有地売払代金については、契約日当日に支払われるものが大半を占めており、支払うタイミングには出納室の決裁が下りていないといけないと誤って認識していたため、契約日と異なる日付で決裁をしてしまっていた。今後はそのような間違いがないように注意

番号	指摘等の内容	措置状況
	また、調定した現年度分の収入未済金は、翌年度に繰り越すに当たり、出納閉鎖後の6月1日に調定する必要があるが、令和5年度に調定した個人市民税（現年度分）の収入未済額（10,695円）について、令和6年4月1日に調定していた。 調定は正しい日付で行う必要がある。（資産経営課、市民税課）	して事務を行う。（資産経営課） 令和6年4月1日の調定を取り消し、令和6年6月1日に調定し直した。（市民税課）
14	建物財産使用料（179,630円）について、金額を誤って算定し、調定及び納入の通知をしていた。 調定は、当該歳入の所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等に誤りがないかなどを調査する手続であり、正しく行う必要がある。（資産経営課）	当該調定については、算定に誤りがあった旨相手方へ謝罪の上、不足分については徴収を行った。今後算定を行う際は職員間でのダブルチェックを今まで以上に徹底することとする。
15	地方自治法施行令第154条第3項において、歳入を収入するときは、納期限等を記載した納入通知書で納入の通知をすることとされ、その性質上納入通知書により難い歳入については、その他の方法によって通知できることとされている。 しかしながら、市有地売払代金（7,199,902円）、非日常型体験学習inいろりの里大平宿参加費（570,000円）及び指導者養成講座受講料（2,000円）については、納期限を記	今後はダブルチェック等を徹底し、納期限の記載漏れがないように努める。（資産経営課） 今後、納入通知書に納期限を記載することを徹底し、適切かつ確実な事務処理を行っていく。なお、その方法として、相手方への納入通知書の発送若しくは手渡し前に、各担当者が責任を持って確認作業を行うとともに、二人以上での読み合わせ確認を行うなど、二重のチェック体制の強化を図る。

番号	指摘等の内容	措置状況
	載していない納入通知書により納入の通知をしていた。 納入通知書には納期限を記載しなければならない。（資産経営課、青少年課）	（青少年課）
16	証明閲覧手数料の出納員収納金（2件 73,100円）について、小田原市財務規則第134条第3項に定める収入金計算簿に誤った金額を記載していた。 また、マロニエ住民窓口において、収入金計算簿に記載していない現金（43,000円）があった。 収入金計算簿は出納員が現金を取り扱ったことの記録となるものであり、記載は正確に行う必要がある。（資産税課、戸籍住民課）	出納員の認識誤りにより、証明閲覧手数料の後日追徴が発生した際、収入金計算簿に追徴反映後の金額を記載していた。本来は各日に取り扱ったとおりの金額を記載すべきであるため、出納員の認識を改めるとともに、当該帳簿の記載を訂正した。（資産税課） 収入金計算簿の記載漏れについて、戸籍住民課長と出納室職員から、マロニエ係の職員に対し厳重注意を行うとともに、公金の取扱い、事務の適正執行の徹底を改めて指導した。また、マロニエ以外の住民窓口等にも、同様の注意喚起を行った。 また、公金取扱マニュアルを見直し、収入金計算簿は実際の入出金を全て記載するよう訂正した。（戸籍住民課）
17	農政課が保管するはがき及び選挙管理委員会事務局が保管するレターパックについて、管理簿が作成されていなかった。 受払いの状況を記録しないことは横領等を引き起こす一因となり得るため、	保管するはがきの管理簿を作成した。（農政課） 指摘後速やかにレターパック管理簿を備えた。（選挙管理委員会事務局）

番号	指摘等の内容	措置状況
	管理簿を備えるなどにより、適正に管理する必要がある。（農政課、選挙管理委員会事務局）	
18	小田原みなとまつり実行委員会において、謝礼の支払漏れ及び委託料の過払いがあった。市職員が事務局を担う団体の支払事務については、通常、会計管理者は関与せず、事務局の裁量により行われていることから、細心の注意を払い、適切な会計処理をしなければならない。（水産海浜課）	従来、小田原みなとまつりの担当者が出納事務についても担っていたが、別の職員に出納事務を担当させることとする。 1 か月に一度実施している会計チェックにおいて、通帳と差引簿の確認だけでなく、伝票の確認も実施する。
19	二次交通拡充事業は、観光回遊バス及びレンタサイクルにより、来訪者の回遊性と利便性を高め、滞在時間を長くすることで、地域経済の活性化につなげていくことを目的としている。 所管課では、観光回遊バスの利用者数とレンタサイクルの利用台数を事業の効果測定の指標に設定し、過去の実績等を基に目標値を決定している。 令和4年、5年と本市の入込観光客数が過去最高を更新する中、観光回遊バスの利用者数も増加を続け、2年続けて目標値を上回った。 一方で、レンタサイクルの利用台数は、令和4年度は令和3年度と比べ増加したものの、令和5年度は大幅に減少し目標値を下回った。所管課では、その原因を令和5年2月にサービスが	小田原駅小田急改札口や観光案内所にて、既に配架しているレンタサイクルのチラシについて、来訪者の目に付くような工夫を凝らし、引き続き利用率の増加に努めていきたい。また、駅構内及び駅周辺の観光案内板では、その地図上にレンタサイクルの貸出所を表示しており、引き続き視認性の向上に努めていきたい。 観光回遊バスのチラシについて、通常運賃は、バス停の乗降場所ごとに金額が変動するため、視認性の観点から細かい運賃は記載していない。そのため、1日フリー乗車券の効果が得られる1日3回以上乗降する方へ向けた趣旨の文言をチラシの表面に記載して、発信している状況である。チラシの校正の際には、引き続き運賃面でのメリ

番号	指摘等の内容	措置状況
	開始されたシェアサイクル（無人サービスで24時間利用可能、短時間の利用であれば料金は低廉）の普及によるものと分析している。 所管課によれば、利用者のニーズに対応した貸出時のガイドによる観光案内が好評で、これはレンタサイクル事業の長所であり、今後も改善と強化を図るとのことである。そうしたシェアサイクルとの差別化に加えて、駅や観光案内所でのPRや、駅から貸出所までの案内表示を充実することが求められる。 また、観光回遊バスについては、チラシに1日フリー乗車券の金額は記載しているが、通常運賃の記載がない。通常運賃の金額を記載することで、1日フリー乗車券の運賃面でのメリットをアピールする必要もあると考える。 観光回遊バスにおいては運行事業者における運転士の不足、レンタサイクルにおいては夏の猛暑等、新たな課題も生じているが、今後も、社会情勢の変化と費用対効果を見極めながら、事業を推進してもらいたい。（観光課）	ットを効果的に伝えられるよう努めていきたい。
20	文書管理・電子決裁システムの運用に当たり、所管課が執行する契約については、「文書管理・電子決裁システムの令和5年度の経過措置について」	令和7年9月1日に所属長に対し「令和7年定期監査結果における契約文書の電子決裁に係る意見への対応について」を通知し、「文書管理・電子

番号	指摘等の内容	措置状況
	（令和５年12月15日付け総務課長名通知及び令和６年１月25日付け同課長名通知）において、見積通知書及び見積調書を電子決裁することが例示されているが、複数の所管課において決裁していない事例が散見された。 当該システムは、事務の効率化、適正化を図ること等を目的として導入され、契約に関することを含め、運用方法等については通知又はその他の方法で随時示されている。また、その通知等は庁内ネットワーク上に保存され、参照可能な状態であるが、所管課がその内容を十分に認識できていない可能性がある。 個別に通知されてきた内容等をまとめ、所管課が必要な情報を容易かつ効率的に確認できるよう工夫し、適正な事務処理が行われるよう努められたい。（総務課、契約検査課）	決裁システムの令和５年度の経過措置について」により、契約に係る文書のうち、入札（見積）通知書及び入札（見積）調書についても、電子決裁システムにより決裁を行うこととしていることから、各所属においても遺漏なく対応するよう要請した。（契約検査課）
21	今回、所管課における金券の管理状況について監査したところ、はがき及びレターパックの管理簿が作成されていない事例があったほか、複数の所管課において、切手等の保管数量が前年度使用実績や今年度使用見込みと比較して多い状況が見受けられた。 「公金取扱マニュアルの作成に係る指針」（平成24年12月企画政策課）	令和７年８月19日付け企画部長通知「公金取扱マニュアルの作成に係る指針及び各種団体等の経理事務の取扱基準の改正について（通知）」により、「公金取扱マニュアルの作成に係る指針」、「各種団体等の事務取扱いに対する指示事項について」を改正し、はがき及びレターパックを現金に準じてマニュアルの整備が望ましいものに位

番号	指摘等の内容	措置状況
	（最近改訂令和 6 年 8 月コンプライアンス推進課）によると、切手、証紙等は現金に準じてマニュアルの整備が望ましいものと位置付けられているが、そのマニュアルの整備は所管課に委ねられており、統一した基準や様式は提示されていない。 金券の受払い状況を記録しないことや必要以上の数量を保管することは、横領等を引き起こす一因となり得るため、管理方法、保管数量、払戻しの方法等について、統一した基準等を設定することが望まれる。（コンプライアンス推進課）	置付けるとともに、切手等の保管数量をおおむね一年度の使用見込みを目安とするよう定めた。